

グループホーム等の防火体制の確立に関する緊急要望

釧路市長 蝦名大也 殿

2010年3月19日

日本共産党釧路市議団

団長 石川明美

札幌市北区で13日未明発生したグループホームの火災による痛ましい死亡事件は、多くの釧路市民に衝撃を与えました。この事件は急増する小規模社会福祉施設の運営基準や消防防災体制などに重大な欠陥があったことを浮き彫りにしました。こうした惨事は断じて繰り返してはなりません。

4年前の長崎県で発生したグループホームの火災事件により、消防法施行令が改定されました。この規定によりスプリンクラーの設置義務は、面積が275平方メートル以上となっています。また、火災通報装置などの設置義務があるにもかかわらず「経過措置」の名のもとに後回しにされている現状もあります。さらに、政府の2009年度予算のスプリンクラー整備事業費15億円は、約11億円もの大幅減額補正が強行されました。

これはもっとも急いで対応すべき人間の安全対策が軽視、後回しにされたことが露呈されたものといわざるをえません。人間の命を守るべき政治の根本が問い直されることであり、いまこそ福祉行政と防災行政の両面で確立・優先されるべきです。

よって、私たちは、以下の5点について、緊急に申し入れを行うものです。

記

1、グループホームなど小規模福祉施設の防火・安全体制を確立すること。

グループホームをはじめ、小規模福祉施設の防火・安全対策を実施するため、専門家・関係者を含めた検討会議の設立など、安全計画と対策を確立することを求めます。

2、スプリンクラー設置義務のない275平方メートル未満、さらに防火管理者の選任義務のない10人未満の施設に対しても、国と道に対策と助成を求め、防火体制の整備をすすめること。

とりわけ市内の知的・精神などの障害者支援施設グループホームなどは、スプリンクラー設置義務のない施設がありますので、設置にむけた取組みを支援すべきです。

3、入所施設が複数当直体制をとれるシステムを確立すること。

これまでも入所者の急病時などの対応のため、複数配置が求められてきましたが、大半の施設は1人当直です。09年度の介護報酬改定で、別に人を置いたときの加算は僅かであり、これでは複数配置は困難です。複数体制化できるよう国と道に働きかけるとともに、市独自でも改善をはかるべきです。

4、「高齢者下宿」に対する防火体制の強化をはかること。

介護保険に基づく入所施設などの不足から、いわゆる「高齢者下宿」の建設が進んでいます。これは福祉サービスの提供がないことや入居者の状態によっては社会福祉施設としての適用がなく、スプリンクラーなどの設置義務はありません。「高齢者下宿」に対する現行のもとの安全対策の強化をはかるとともに、国に対してさらなる防火体制の強化をはかるよう求めます。

5、現行のもとでも避難訓練などの防火体制を強めて、安全対策をはかること。

諸改善がはかれる前にも、必要な防火体制を検討、確立するため、各消防本部と福祉施設団体や地域住民らと連携を密にして、安全対策をとることを求めます。

以上